

◆ 大・中規模建築物に対する措置（届出制度）

床面積が 300 ㎡以上の建築物（住宅・非住宅）を新築又は改築する場合、建築主は、環境エネルギー性能及び再生可能エネルギー設備導入の検討結果について「建築物環境エネルギー性能計画届出書」にまとめ、工事着手予定日の前日までに所管行政庁に届出が必要です。

床面積 300 ㎡以上の建築物（住宅・非住宅）を新築する場合
建築主は、工事着手予定日の前日までに
「建築物環境エネルギー性能計画届出書」を届出

◆ 小規模住宅に対する措置（報告制度）

床面積 300 ㎡未満の住宅※1を新築又は改築する際、建築主の求めに応じ、設計者は、環境エネルギー性能及び再生可能エネルギー設備導入の検討結果について「省エネ計画概要書」にまとめ、建築主に対する検討内容の説明後速やかに所管行政庁に報告が必要です。

※1：一戸建ての住宅、併用住宅、共同住宅、長屋、寄宿舍又は下宿

床面積が 300 ㎡未満の住宅を新築する場合
設計者は、建築主への説明後速やかに「省エネ計画概要書」を報告

- ・省エネ計画概要書は建築物省エネ法の規定による説明書面を兼ねることが出来ます。
- ・省エネ計画概要書は建設地を所管する行政庁で閲覧することが可能です。

◆ 書類の提出先と方法

建築物環境エネルギー性能計画届出書及び省エネ計画概要書の提出先は、建設地を所管する行政庁（建築物省エネ法の所管行政庁）に提出が必要です。

建設地に応じて下記の行政庁に提出ください

- 1 長野市、松本市、上田市、※1岡谷市、※1飯田市、※1諏訪市、※1塩尻市
- 2 1以外の地域にあっては、地域を所管する建設事務所（整備・）建築課

※1：限定特定行政庁のため、建築基準法第6条第1項第4号建築物に限る。

建築物の省エネ化に役立つ補助制度

- ・信州健康エコ住宅普及促進事業（長野県建築住宅課）
- ・信州の屋根ソーラー普及事業（長野県ゼロカーボン推進室）
- ・県の補助制度のほかに市町村で太陽光発電システムなどの導入に対し、補助金が交付される場合がありますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。

※補助金は予算に限りがあるため、申請時期によっては受付を終了している場合がありますのでご了承ください。

長野県地球温暖化対策条例

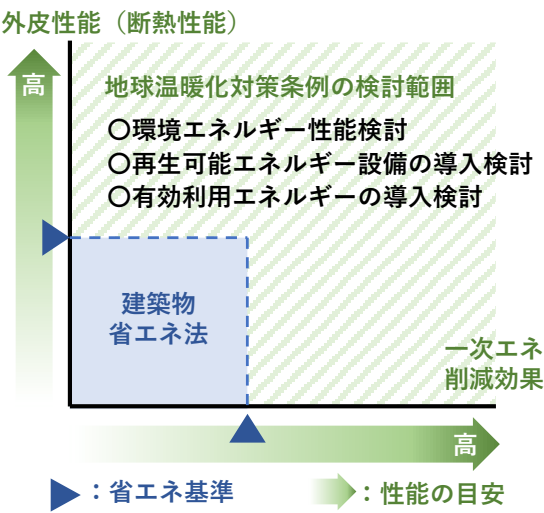
環境エネルギー性能検討制度・再生可能エネルギー設備導入検討制度

◆ 制度の概要

建物を新しく建てるときには、高い省エネ性能の建築物を実現するため、建築主は環境エネルギー性能と再生可能エネルギー設備の導入の検討を行う必要があります（それぞれ「環境エネルギー性能検討制度」、「再生可能エネルギー設備導入検討制度」という）。

検討作業にあたっては、設計・建築事業者はこれら検討に資する情報を、建築主に対して情報提供（説明）し、建築主はその提供された情報に基づき、環境エネルギー性能と自然エネルギー設備の導入検討を行います。

なお、検討結果は床面積に応じて地域を所管する行政庁（建築物省エネ法の所管行政庁）に提出（届出・報告）する必要があります。



検討範囲イメージ

■ 制度対象の整理

床面積の合計	環境エネルギー性能検討			再生可能エネルギー設備の導入検討			有効利用可能エネルギーの導入検討
	性能検討義務	性能表示の努力義務	届出・報告義務	再エネ設備導入検討義務	設備表示の努力義務	届出・報告義務	検討義務（届出義務）
10,000 ㎡以上	○	○	○（届出）	○	○	○（届出）	○（届出）
2,000 ㎡～10,000 ㎡未満	○	○	○（届出）	○	○	○（届出）	－
300 ㎡～2,000 ㎡未満	○	○	○（届出）	○	○	○（届出）	－
10 ㎡～300 ㎡未満	○	－	○（報告）	○	－	○（報告）	－
10 ㎡以下、文化財など	－	－	－	－	－	－	－

「○」該当 「－」非該当

◆ 環境エネルギー性能検討制度

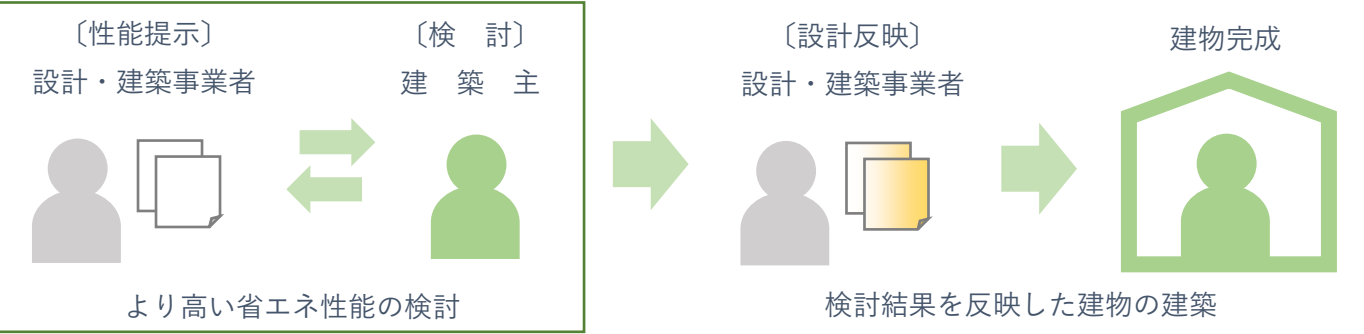
環境エネルギー性能を客観的に評価できる指標に基づき、建築主が建築時に省エネルギー性能を検討し、より省エネルギーに配慮した建築物の選択を促す制度です。日常生活に係るエネルギー使用量（光熱水費）の削減とともに、高性能、高付加価値な建築物の実現を促進します。

👉 何をするの？

新しく建物を建てる時には、建築主は次の情報を集めて、環境への負荷の低減を図るための措置について検討しなければなりません。なお、検討にあたっては、ライフサイクルコストを考慮した総合的な環境への負荷の低減を図る措置について検討する必要があります。

- 建物の断熱性能(建物の外壁、窓等を通しての熱の損失を防止するための措置)
(例：外壁・天井等の気密化・断熱化、トリプルガラス樹脂サッシ・熱交換換気システムの導入等)
- 建物の一次エネルギー消費量又は温室効果ガスの排出量（例：環境エネルギー性能評価指標）
- 建物に導入する建築設備の耐久性能及び維持保全に関する事項（例：給湯器のメンテナンス情報等）
- その他環境負荷を低減するための措置（例：適切な庇の設置、通風の確保、外構植栽、長寿命化等）
- 費用等を考慮した環境エネルギー性能の選択に関する情報（例：高断熱化・高効率設備等導入によるイニシャルコストと一定条件下におけるランニングコストの試算、比較）

■ 検討のイメージ



環境エネルギー性能って難しそう・・・。

環境エネルギー性能評価指標は、次の指標を使って性能を客観的に示すことができます。設計・建築事業者は、これらの指標のいずれかを使って建築主に説明を行いましょう。

- 住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム（独立行政法人 建築研究所）
- 一次エネルギー性能の判定プログラム（建築物用）（独立行政法人 建築研究所）
- CASBEE-新築（一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構）
- CASBEE 戸建-新築（一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構）
- QPEX（特定非営利活動法人 新木造住宅技術研究協議会）
- エネルギーパス（一般社団法人 日本エネルギーパス協会）

◆ 再生可能エネルギー設備の導入検討制度

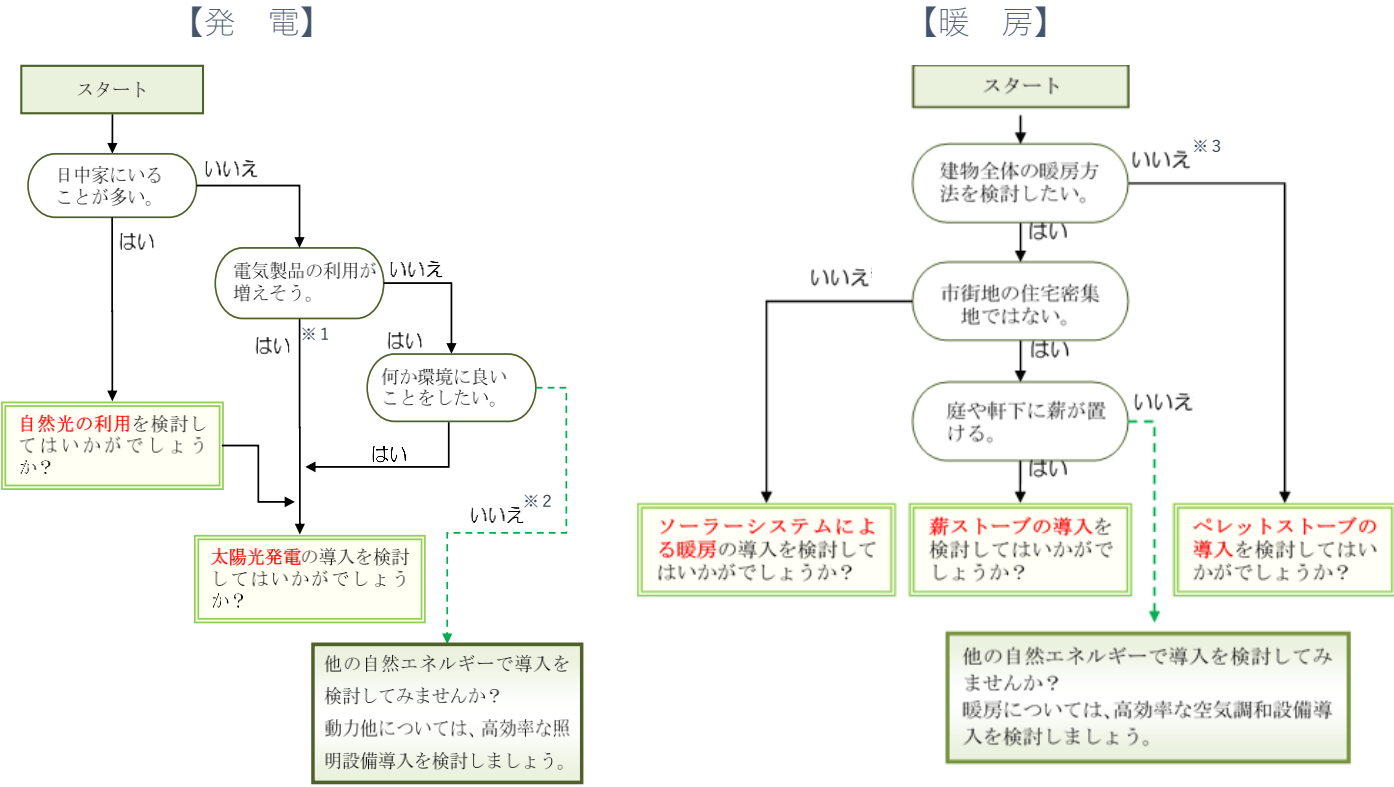
建築時に、建築主が再生可能エネルギー設備の導入を検討し、その導入を促す制度です。再生可能エネルギー設備の導入により、石油由来のエネルギーの削減効果が発現され CO2 の削減に資することが期待されます。

👉 何をするの？

まず、エネルギー利用のあり方を“より快適でお得な建物”となるように追求し、次にユーザーのエネルギーの利用状況に合致した種類・規模の再生可能エネルギー設備の導入を検討することが求められます。また、検討にあたっては、光や熱をそのまま利用する方法を優先して検討しましょう。参考に住宅における再生可能エネルギー設備別の検討フロー、及び、主な再生可能エネルギー設備を以下のとおり示しますので、検討の参考にしてみましょう。

- 太陽光利用設備（太陽光発電設備、天窓・水平ルーバー等）
- 太陽熱利用設備（太陽熱温水器、ソーラーシステム等）
- バイオマス熱利用設備（薪ストーブ、ペレットストーブ、チップボイラ等）
- 地中熱利用設備（ヒートポンプ空調（冷暖房）システム等）

■ 設備選択の検討フロー（「建築物再生可能エネルギー導入マニュアル」より抜粋）



※1 太陽光発電を設置することにより、自家消費あるいは売電により電気代の増加分を補うことができます。

※2 太陽光発電を設置したときのコストと売電収入がどうなるか、試算してみましょう。

※3 ソーラーシステムは家全体の暖房を、薪ストーブは複数の部屋の暖房を検討することもできます。一部屋だけを検討するなら、ペレットストーブが良い場合もあります。